

＜住宅の応急修理制度に係る工事の施工業者の方へ＞

この制度は、災害により受けた住宅の被害等を補填するものではなく、日常生活に不可欠な必要最低限の応急的な修理を対象としています。

住宅の修理を希望する住民に対し、見積書の作成をお願いします。
別添の様式第4号により、応急修理見積書を作成してください。

様式の電子データ（エクセル）は、下記のホームページからダウンロードすることができます。見積書の作成例も電子データに入っています。

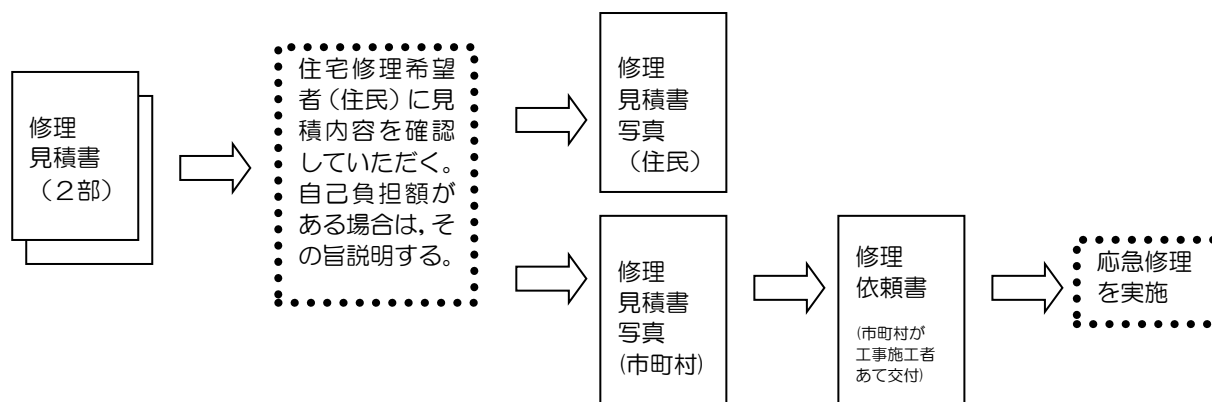
矢掛町のホームページ
《ホームページアドレス》

<http://www.town.yakage.okayama.jp/h30m7gouu.html>

修理見積書は、2部作成してください。住民に見積り内容を説明し、見積書の下欄に内容確認の記名押印をいただってください。

見積書は、1部を住民に交付し、もう1部は市町村の担当課に提出願います。

市町村は、提出された修理見積書を審査し、工事をおこなう業者あてに修理依頼書を交付します。



応急修理の対象となる工事は次のとおりです。

- ①屋根・柱・床・外壁・基礎等
- ②ドア・窓等の外部に面する開口部
- ③上下水道・電気・ガス等の配管・配線
- ④便器・浴槽等の衛生設備

なお、修理を行う部位には、優先順位があります。①を最優先とし、④になるほど優先度が低くなります（裏面参照）。

＜注意点＞

- ・工事を完了したら、完了報告書を市町村に提出してください。完了報告書には、①工事着手前、②施工中、③工事完了時の写真添付が必要となります。工事写真の管理をよろしくお願いいたします。
- ・住民へ見積り内容説明の際、住民負担分がある場合、その旨を住民に御説明願います。応急修理制度対象分以外の代金については、直接住民に御請求願います。
- ・応急修理制度に係る工事代金（58万4千円限度）の市町村への請求手続き方法については、修理依頼のありました市町村に御確認願います。

＜お問い合わせ先＞
矢掛町役場 建設課
電 話：0866-82-1014
FAX：0866-82-9061